四　［略］

五　国内における代表者の履歴書及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに国内における代表者が第三号イ又はロのいずれにも該当しない者であることを当該国内における代表者が誓約する書面

六　［略］

七　役員又は国内における代表者のうちに第三号イに該当する者のある者に該当しない旨を誓約する書面

八～十五　［略］

（資本金の額等の変更の届出）

第三十六条　［略］

2　前項の届出書には、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。

一　法第百五十六条の二十の三第一項第二号から第四号までに掲げる事項の変更　第三十条第十二号に掲げる書類

二　法第百五十六条の二十の三第一項第五号に掲げる事項の変更　次に掲げる書類

イ　第三十条第三号、第八号及び第十二号に掲げる書類

ロ　［略］

三　法第百五十六条の二十の三第一項第六号に掲げる事項の変更　次に掲げる書類

イ　第三十条第五号及び第十二号に掲げる書類

ロ　［略］

四　法第百五十六条の二十の三第一項第七号に掲げる事項の変更　第三十条第十号に掲げる書類

（認可申請書の添付書類）

第四十条　［略］

2　［略］

3　法第百五十六条の二十の十七第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　［略］

二　連携清算機関等が金融商品取引清算機関又は外国金融商品取引清算機関以外の者であるときは、次に掲げる書類

［イ・ロ　略］

ハ　連携清算機関等の役員の履歴書（連携清算機関等の役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）及び国内に連携清算機関等の事務所がある場合にあっては、当該事務所に駐在する役員の住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに連携清算機関等の役員が次のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

(1)　精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(2)　法第八十二条第二項第三号イからヘまでのいずれかに該当する者

ニ　［略］

ホ　連携清算機関等がその役員のうちにハ(1)に該当する者のある者に該当しない旨を誓約する書面

ヘ～ヲ　［略］

三　［略］

四　［同上］

五　国内における代表者の履歴書及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに国内における代表者が法第八十二条第二項第三号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを当該国内における代表者が誓約する書面

六　［同上］

［号を加える。］

七～十四　［同上］

（資本金の額等の変更の届出）

第三十六条　［同上］

2　［同上］

一　法第百五十六条の二十の三第一項第二号から第四号までに掲げる事項の変更　第三十条第十一号に掲げる書類

二　［同上］

イ　第三十条第三号、第七号及び第十一号に掲げる書類

ロ　［同上］

三　［同上］

イ　第三十条第五号及び第十一号に掲げる書類

ロ　［同上］

四　法第百五十六条の二十の三第一項第七号に掲げる事項の変更　第三十条第九号に掲げる書類

（認可申請書の添付書類）

第四十条　［同上］

2　［同上］

3　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　連携清算機関等の役員の履歴書（連携清算機関等の役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）及び国内に連携清算機関等の事務所がある場合にあっては、当該事務所に駐在する役員の住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに連携清算機関等の役員が法第八十二条第二項第三号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

［加える。］

ニ　［同上］

［号の細分を加える。］

ホ～ル　［同上］

三　［同上］